

令和8年度
松江市一般廃棄物処理実施計画

松江市環境エネルギー部

SUSTAINABLE DEVELOPMENT  GOALS

《目次》

第1章 基本的事項	1
1. 計画の目的.....	1
2. 計画の期間.....	1
3. 計画の区域.....	1
4. 計画の対象廃棄物.....	1
5. 廃棄物処理の基本方針.....	2
6. 数値目標.....	3
第2章 4R推進プロジェクト（資源循環とまちの美化）	4
1. ごみ分別の推進.....	4
(1) 取組みの一覧	
(2) 具体的な取組み	
2. ごみを減らそう運動の推進.....	6
(1) 取組みの一覧	
(2) 具体的な取組み	
3. 再使用・再生利用の推進.....	8
(1) 取組みの一覧	
(2) 具体的な取組み	
4. ごみのないまちづくり.....	10
(1) 取組みの一覧	
(2) 具体的な取組み	
第3章 ごみの適正処理推進プロジェクト（安定的なごみ処理体制）	12
1. 一般廃棄物の分別区分及び搬入量の見込.....	12
2. 一般廃棄物の収集運搬体制.....	13
3. 一般廃棄物処理の基本体系.....	14
4. 家庭ごみの処理.....	16
(1) 市が収集運搬を行うごみ	
(2) 市が収集運搬を行わないごみ	
5. 家庭ごみの処理手数料等.....	19
(1) ごみ処理手数料	
(2) 自己搬入によるごみの処理手数料の減免の対象	
(3) 収集及び処理にかかるごみの処理手数料の減免の対象	
6. 事業所ごみの処理方法.....	19
(1) 収集運搬方法	
(2) 排出方法	
7. 事業所ごみの処理手数料.....	20
(1) ごみ処理手数料	
8. 一般廃棄物の処分方法.....	21
9. 一般廃棄物処理業許可業者（収集運搬業）.....	23
(1) 許可業者	
(2) 許可区分等	
(3) 許可の更新期間	
10. 一般廃棄物処理業許可業者（処分業）.....	24
(1) 許可業者	
(2) 許可区分	
(3) 許可の更新期間	

第4章 生活排水に係わる一般廃棄物の処理体制（し尿・浄化槽汚泥等）	25
1. 収集運搬主体及び排出量の見込み	25
2. 一般廃棄物の収集運搬方法	26
(1) 収集運搬方法	
(2) 収集運搬体制	
3. し尿及び浄化槽汚泥等の処理手数料	27
(1) 処理手数料	
4. 一般廃棄物の処分方法	28
5. 一般廃棄物処理業許可業者（収集運搬業）	29
(1) 許可業者	
(2) 許可区分	
(3) 許可の更新期間	
6. 浄化槽清掃業許可業者	30
(1) 許可業者	
(2) 許可区分	
(3) 許可の更新期間	
第5章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可方針	31
1. 一般廃棄物処理業（ごみ）の許可方針	31
(1) 一般廃棄物処理業（収集運搬業）	
(2) 一般廃棄物処理業（処分業）	
2. 一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥）の許可方針	31
(1) 一般廃棄物処理業（収集運搬業）	
(2) 一般廃棄物処理業（処分業）	
第6章 一般廃棄物処理施設	32
1. 施設概要	32
第7章 子育て支援事業	35
1. 事業概要	35
第8章 災害廃棄物対策	35
1. 基本対策	35
第9章 感染症蔓延時の対策	35
1. 基本対策	35
第10章 脱炭素先行地域としての取組み	35
第11章 今後の検討事項	36
1. プラスチック資源循環促進法への対応	36
2. 事業系もやせないごみのあり方	36
3. 中間処理施設の老朽化	36
4. 最終処分場のあり方	36
5. 使用済み小型家電機器等の再資源化	36
6. 家庭ごみの戸別収集の要件	37

第 1 章 基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度の一般廃棄物の処理に関して実施計画を定めるものである。

2. 計画の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

3. 計画の区域

松江市内全域とする。

4. 計画の対象廃棄物

本計画の対象とする一般廃棄物は、「松江市一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）に示す、資源、ごみ、粗大ごみ、し尿、浄化槽汚泥及び生活雑排水とする。ただし、下記の上記のものは本計画から除くものとする。

- 廃棄物処理法で定める特別管理一般廃棄物
- 廃棄物処理法で定める適正処理困難物
- 特定家庭用機器再商品化法で定める機器
- 資源の有効利用の促進に関する法律に定めるパソコン等
- 廃棄物処理法で定める廃 FRP 船等の広域認定制度対象品目
- 製造者自らが処理する廃棄物
- 放射性物質及びこれによって汚染されたもの

5. 廃棄物処理の基本方針

現代社会においては、限られた資源を有効活用し持続可能な社会を形成するため、循環型社会の構築が求められている。

本市は基本計画において、「世界に誇る環境主都まつえ」を基本理念とし、推進する取組みとして ①「4R（よんあーる）推進プロジェクト」及び ②「ごみの適正処理推進プロジェクト」を掲げた。ごみの排出量、リサイクル率、ごみ処理経費、資源ごみの行方等の情報について市民及び事業者積極的に発信し、市民・事業者・行政が一体となって取り組むことで循環型社会を創り上げていくこととした。

具体的には、ごみの分別や減量化、資源の再利用・再生利用、ごみのないまちづくりを推進するとともに、ごみの適正処理の徹底に取り組むこととしている。

① 4R（よんあーる）推進プロジェクト（資源循環とまちの美化）

- 家庭や事業所において4R運動を推進し、環境負荷の少ない持続可能なまちを目指して、ごみの分別、減量及び資源化に取り組む。
- 市民・事業者・行政が一体となった官民協働により、食品廃棄物の減量化を目指し、食べ物を無駄にしない仕組みづくりや「もったいない」の意識醸成等食品ロスの削減に取り組む。
- まちの美化を図るため、ポイ捨てや不法投棄、海岸漂着ごみ対策に取り組む。



② ごみの適正処理推進プロジェクト（安定的なごみ処理体制）

- 市民・事業者・行政の役割を明確にし、それぞれが高い意識を持って、ごみの適正処理に取り組む。
- ごみの排出段階から処分に至るまで、安定的にごみ処理を行うことができる環境を整備し、処理体制を構築する。あわせて、災害発生等の非常時においても、安定的かつ継続的なごみ処理が行えるよう計画を策定し、適正な処理体制を確保する。

6. 数値目標

「ごみ発生量」及び「1人1日当たりの排出量」については、令和5年度実績で目標年度の当初目標値を達成したため、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和7年2月環境省告示）に示される「令和4年度比約9%削減（令和12年度）」に則り、令和7年度の計画策定時に目標値を再設定した。さらに、令和6年度実績でも「ごみ発生量」は再設定した目標年度の目標値を達成した。このことから、「ごみ発生量」については、令和6年度実績を上回らないことを目標とし、本年度の目標値を、以下のとおり設定する。

なお、本目標の基礎となる「松江市一般廃棄物処理基本計画」の目標値については、この間の実績を精査のうえ令和8年度を目途に改定する。

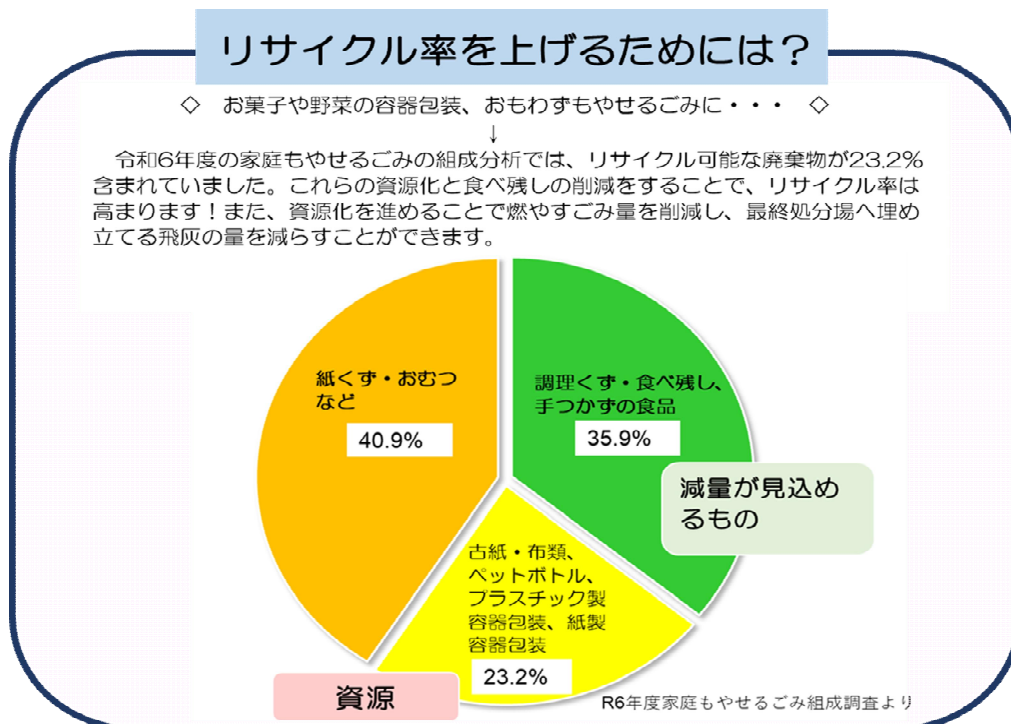
- 発生・排出抑制目標 ごみ発生量を 67,022 トン/年以下とする。
- （市民1人1日当たりの排出量として 917 グラム以下とする）
- 再資源化目標 リサイクル率を 34.0%（民間資源化量を含む。）
- 最終処分量目標 埋立処分量を 2,050 トン/年（表1-1の通り）

◆表1-1 各年度の目標値

項目 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8 (目標年度)
リサイクル率 (%)	(27.9)	28.9 (26.5)	29.9 (25.8)	30.9 (25.2)	31.9 (24.8)	32.9	34.0
ごみ発生量 (t/年)	(75,955)	75,104 (73,682)	74,253 (70,858)	73,402 (68,762)	72,550 (67,022)	当初 71,698 R7 再設定 68,467 R8 再設定 67,022	当初 70,846 R7 再設定 67,670 R8 再設定 67,022
1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	(1,035)	1,025 (1,011)	1,015 (979)	1,005 (957)	994 (944)	当初 983 R7 再設定 936 R8 再設定 917	当初 971 R7 再設定 925 R8 再設定 917
最終処分量 (t/年)	(2,158)	2,140 (2,022)	2,122 (2,709)	2,104 (2,347)	2,086 (2,289)	2,068	2,050

※（ ）付の数値は実績を表す。

※令和3年度のごみ発生量は、災害廃棄物を除いた数値。



第2章 4R推進プロジェクト（資源循環とまちの美化）

ごみの分別を徹底し、減量化・資源化を促進するため、市民・事業者・行政が一体となり4R運動を推進する。プロジェクトでは、「ごみ分別の推進」、「ごみを減らそう運動の推進」、「再使用・再生利用の推進」、「ごみのないまちづくり」を柱とし、それぞれに具体的な取り組みを掲げる。また、これに基づき、身近なところから実践できる取組を「アクションプラン」として明示する。



1. ごみ分別の推進

(1) 取組みの一覧

● 地域でのごみ分別の推進	市民	事業者	行政
● 分別収集の支援	市民	事業者	行政
● 出前講座、環境学習会、施設見学の充実	市民	事業者	行政

(2) 具体的な取組み

ア. 地域でのごみ分別の推進（松江市生活環境保全推進員）

- ・市内の各公民館区について、世帯数及び地域特性に応じて、地域住民のなかから126名の「松江市生活環境保全推進員」を選任し配置する。
- ・推進員は、廃棄物の分別・排出及び環境美化等、生活環境全般について、住民への指導・啓発並びに市等への提言を行う。
- ・市は、松江市生活環境保全推進員の活動を支援する。

アクションプラン ～地域ぐるみで取り組もう～

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でごみのことについて話し合い、身近な人と情報交換しましょう。 ・松江市生活環境保全推進員の活動に協力しましょう。
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ. 分別収集の支援

【リサイクルステーションの整備】

- ・市は、分別の徹底による資源有効利用の促進するため、市民及び事業者が缶・びん・ペットボトルを排出しやすいようリサイクルステーションの整備並びに維持管理を行う。

【ごみ集積所の設置・修繕に対する支援】

- ・市は、収集業務の効率化や環境美化の推進を目的として、戸別収集から集積所収集方式への移行を促進する。2世帯以上が利用するごみ集積所の新設、更新及び修繕の助成を行う。

アクションプラン ～分別収集に協力しよう～

市
民

- 缶・びん・ペットボトルは、すすいでからリサイクルステーションに出しましょう（ペットボトルのキャップ、ラベルはプラスチック製容器包装で出しましょう。）。
- リサイクルステーションやごみ集積所は大切に使いましょう。

ウ. 出前講座、環境学習会、施設見学の実施

【出前講座の活用】

- 市の出前講座について積極的に情報発信し、自治会、町内会及び市民団体等の小グループで開催される学習会やセミナーの場において、環境学習の実施及び情報提供を図る。

【環境学習の充実と市民への情報発信】

- ごみ及びリサイクルに関するテーマを中心に、環境問題や4R運動推進の必要性について環境学習会を開催する。また、市民へ積極的に情報発信し、幅広い意識醸成に取り組む。

【学校での環境学習への協力】

- 主に市内小学校及び義務教育学校の4年生を対象に、牛乳パックのリサイクル等、学校生活の中で環境配慮した取り組みが行われるよう協力を行う。

【施設見学の推進】

- ごみ処理の現状並びにごみ分別及びリサイクルの重要性について理解を深めてもらうため、エコクリーン松江、西持田リサイクルプラザ、川向リサイクルプラザ等のごみ処理施設の見学会を充実させ、学校、町内会・自治会、市民団体等様々な団体の見学を受け入れる。

アクションプラン ～ごみについて学ぼう～

市
民

- 学習会や出前講座を利用し、ごみや環境のことについて学びましょう。
- 児童や生徒は、学校で習った、ごみや環境のことについて家族や友達と話し合い、普段の生活で実践してみましょう。

行
政

- ごみや環境のことについて、マスメディア、ケーブルテレビ、市報、ホームページ、SNS等を通じて、より多くの市民が簡単に情報を入手できるよう積極的に情報発信していきます。

2. ごみを減らそう運動の推進



(1) 取組みの一覧

● ごみを発生させない取組み	市民	事業者	行政
● ごみを減量する取組み	市民	事業者	行政
● 食品ロス削減に向けた取組み	市民	事業者	行政
● 事業所ごみの適正処理に向けた取組み		事業者	行政

(2) 具体的な取組み

ア. ごみを発生させない取組み

- ・マイバッグの持参、過剰包装の削減、詰替商品の購入、「てまえどり」等について積極的に情報発信し、「不要なものは断る」運動を市民に呼びかけるとともに、事業者にも協力を依頼する。

アクションプラン ～今日からさっそく始めよう～

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物にマイバッグを持参しましょう。 ・マイバッグを忘れたときは「レジ・ごみ袋」を利用しましょう。 ・不要なレジ袋、包装、割り箸等は、店頭で「必要ありません」と断りましょう。 ・食材は食べきれる量を購入し、店頭に並べてある手前から取るようにしましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易包装の商品提供に努めましょう。 ・詰め替え商品等について、PR 活動や各種取組みに協力しましょう。 ・小分け等の消費者ニーズに沿った商品の提供に努めましょう。 ・「てまえどり」の協力要請に努めましょう。

イ. ごみを減量する取組み

【ごみ減量についての情報発信】

- ・家庭系もやせるごみの分別を徹底し、古紙、古着等を中心に資源化を図る。
- ・生ごみの減量化を推進するため、ホームページやガイドブック等により情報を発信を行い、生ごみの水切りの徹底、ダンボールコンポスト及び生ごみ処理機の活用等を推奨する。

【古紙類の資源化に取り組む団体の支援】

- ・古紙類の回収及び資源化を目的として活動する自治会や子ども会等の非営利団体に対し、「古紙類再生資源団体回収奨励事業」により支援を行う。

【ごみ処理手数料の適正化】

- ・ごみ処理手数料の適正化に向けて、ごみの排出量、リサイクル率、処理経費、近隣自治体の状況等の現状把握及び課題の整理を行い、その必要性について十分に検討する。あわせて、ごみの排出抑制、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民意識の向上を図る。

ウ. 食品ロス削減に向けた取り組み

- 食品ロスの削減に向け、引き続き「残さず食べよう30・10（さんまるいちまる）運動」に取り組む。
- 家庭では食材の使い切りや食べ残し防止等、日常生活における取り組みを促進するため、出前講座等学習機会を充実させる。
- 飲食店や小売店との連携・協働による食べ残し防止のキャンペーン「まつえだんだん食べきり運動協力店」事業を実施し、食品ロス削減を推進する。
- フードバンク活動など、様々な取り組みを紹介することで、情報共有を図る。

エ. 事業所ごみの適正処理に向けた取り組み

- 排出事業者の理解を深めるため、啓発チラシ・パンフレットの配付や、事業者向けの学習会の開催等を行う。あわせて、事業所におけるごみの分別や減量に向けた取り組み状況の実態をアンケート等により把握し、適正処理を促進する。

アクションプラン ～市民・事業者・行政一体となっごみを減らそう～

市民	<ul style="list-style-type: none">• 食材を無駄なく使う工夫をし、食べ残しをしないようにしましょう。• 冷蔵庫の中身を定期的を確認し、食材は期限までに使い切りましょう。• 生ごみは十分に水を切ってから出しましょう。• ダンボールコンポストや生ごみ処理機を活用してみましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">• 事業活動に伴い発生した廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に区分し、適正に処理しましょう。減量や分別のことで迷ったら、行政に相談してみましょう。• 事業所から排出される古紙類の資源化に、できる限り協力しましょう。• 小分け等の消費者ニーズに沿った商品の提供に努めましょう。• 「てまえどり」の協力要請に努めましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none">• 生ごみの水切り等、日常生活上で取り組めることから様々な取り組みまで、ごみの発生抑制・減量に有効な情報を発信します。• 食品ロスの削減等を始め、出前講座等の学習内容を充実させます。• 家庭ごみと異なる事業所ごみの分別について、啓発チラシ・パンフレットの配付、事業者に向けた学習会等を行います。

3. 再使用・再生利用の推進



(1) 取組みの一覧

- 再使用（リユース）の取組み

市民 事業者 行政

- 再生利用（リサイクル）の取組み

市民 事業者 行政

(2) 具体的な取組み

ア. 再使用（リユース）の取組み

- ・市民が粗大ごみを再使用しやすい環境整備するため、リユース事業者との官民連携による取組み等の拡充について検討する。

イ. 再生利用（リサイクル）の取組み

【資源ごみ分別の啓発】

- ・リサイクルの推進を図るため、資源として区分している8種13分別について、ホームページ、SNS、出前講座等を通じて情報発信を行い分別の徹底を啓発していく。
- ・缶・びん・ペットボトルについては、リサイクルステーションにおける分別及び排出方法等を周知するため、啓発看板の設置や現地指導を行う。

【分別ステッカー等による指導・啓発】

- ・計画収集時に排出されるごみの出し方及び分別の徹底を図るため、排出方法又は分別区分に誤りがある場合は、ごみ袋に分別ステッカーを貼付し、指導・啓発を行う。
- ・あわせて、出し方の改善につながるよう、排出者及びごみ集積所の管理者への個別指導を行う。

このごみは収集できません（もやせるごみ）

下記の内容をご確認いただき、次の収集日に出し直してください。

- このごみ袋では収集できません。
 - ア 分別して松江市家庭用指定袋「もやせるごみ」に入れてください。
 - イ 料金変更前の袋です。現在のごみ袋に入れ替えて出してください。
 - ウ 60円袋の為、差額シール(1円紙紙)を貼って出してください。
- この場所は、市にごみを出す届け出がされていません。この場所にごみを出す場合は環境センターの窓口で申請をしてください。
- 東ねた技術は、長さ80cm厚み50cmを超えるものは収集できません。(1本の直径が15cmを超える技術が含まれている場合も含む)※もやせるごみの指定袋を巻き付けてください。
- 指定袋に入らない物は粗大ごみです。
- 蛍光管は指定の場所へ出してください。
- その他

()

収集日 令和 年 月 日 () 車両番号 _____

○ ご不明な点は、リサイクル都市推進課 (55-5678) までお問い合わせください。

<このごみを出された方へ>
上記の1-ア、1-イ以外であれば、このごみ袋はまだ利用できますので、このステッカーに「×」印を大きく書いて、出し直してください。



【事業系資源（古紙・缶・びん・ペットボトル）の受入れ】

- ・事業者の分別意識の向上及び資源のリサイクル推進を図るため、事業系ごみのうち古紙については市内 10 箇所（川向リサイクルプラザ、エコクリーン松江及び各支所）の指定施設に自己搬入した場合は無料で受け付ける。
- ・従業員の飲食に伴い発生した缶・びん・ペットボトルについては、家庭と同様に、市内各所のリサイクルステーションで受け入れる。

【企業と連携した取組み】

- ・プラスチック使用製品の再資源化の機運が高まる中、使い捨てコンタクトレンズ、使用済み文房具、ガンダムプラモデルのランナー（プラモデルの枠の部分）等の回収や、回収したペットボトルを再びペットボトルとして再生するなど、企業と連携した取組みを推進することにより、市民及び事業者のリサイクルに対する更なる意識醸成を図る。

アクションプラン ～再使用・再生利用を心がけ分別を徹底しよう～

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・再度使用できるものは、リメイクする等して、できる限り再使用しましょう。 ・プラスチック製容器包装や紙製容器包装は、もやせるごみに出さず、リサイクル専用指定袋に入れて出しましょう。 ・缶・びん・ペットボトルは、軽くすすいでリサイクルステーションに出しましょう。 ・古紙は紐で十文字にしぼり、古着は中身が確認できる袋に入れて出しましょう。 ・牛乳パック、白色トレイ等、店舗回収も利用しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙の裏紙やダンボール箱等、再度使用できるものはできる限り再使用しましょう。 ・使い捨てでなく、できる限り再生して使用できる製品を購入しましょう。 ・事業所の古紙類を、できる限り資源として排出しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・再利用や資源の有効活用につながる取組みの紹介、情報発信をしていきます。 ・事業所から排出される従業員の飲食に伴う缶・びん・ペットボトルのリサイクルステーションへの排出を促します。

【施設を活用した環境教育と意識啓発】

- ・ごみ処理施設では、学校や地域からの見学を受け入れ、ごみ処理の現状について理解を促すとともに、ごみに関する知識の向上、分別徹底及びリサイクルの重要性に対する理解を深めてもらう。

【エコクリーン松江でのリサイクル】

- ・エコクリーン松江の適正な維持管理を行い、溶融処理により発生するスラグは路盤の材料等土木資材として、またメタルは金属製品の原料として、いずれも資源物としてマテリアルリサイクルを行う。あわせて、サーマルリサイクルとして、排熱を利用した発電により、廃棄物の熱源利用を図る。

行政

・エコクリーン松江では、引き続きマテリアルリサイクル、サーマルリサイクルを行えるよう、安定した施設管理を行います。

4. ごみのないまちづくり



(1) 取組みの一覧

- 「松江市きれいなまちづくり条例」による取組み 市民 行政

- ポイ捨て・不法投棄防止に関する啓発 行政

- 海岸等漂着ごみ対策 市民 事業者 行政

(2) 具体的な取組み

ア. 「松江市きれいなまちづくり条例」による取組み

- ・「松江市きれいなまちづくり条例」に基づき、まちの美化を図り、ポイ捨て等のない、きれいなまちづくりを推進するため、松江市生活環境保全推進員と連携して、パトロールの実施及び啓発を行う。

イ. ポイ捨て・不法投棄防止に関する啓発

- ・ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に向け、広報や出前講座等の学習会の開催などにより意識の啓発を図る。不法投棄の多い場所には監視カメラや防止看板を設置するなど、投棄の拡大の防止に取り組む。
- ・土地の管理者等に向けて、未然防止策として防止看板を提供するなど、不法投棄されにくい環境づくりを推進する。
- ・監視体制の強化を図るため、不法投棄重点監視地区を選定し、地域住民及び関係部署と監視パトロールを実施する。
- ・警察、松江市生活環境保全推進員、地域を熟知した市民と連携し、パトロールの実施により、不法投棄現場の早期発見を図る。
- ・投棄者が判明した場合は、投棄者に対し、速やかな原状回復を指導する。
- ・投棄者が判明しない場合は、廃棄物処理法第5条第1項の規定に基づき、土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）による現状回復を原則とする。ただし、生活環境の保全上支障が生じるおそれがある場合等、緊急を要するときは、占有者又は管理者に代わり、必要な措置を講じる。

ウ. 海岸等漂着ごみ対策

- ・海岸や湖岸等の漂着ごみについては、回収ボランティア活動を推進し、漂着ごみの現状及び課題に対する理解を深めてもらうとともに、国、県及び近隣自治体と協力し、海岸・湖岸の環境美化及び維持に努める。また、漁業者と連携し、漁具等を含む漂流ごみについて、海岸等に漂着する前の回収ボランティア活動を推進する。
- ・陸域のポイ捨て等によるごみが、排水溝や河川を経由して海岸等へ漂着することがないように、環境学習等を通じて意識醸成を図る。

アクションプラン ～ごみのないまちを目指そう～

市民	<ul style="list-style-type: none">• ごみのポイ捨てはやめましょう。• 自己所有地等に置いている設備や保管物が、風等で飛ばないように対策しましょう。また、所有する山林の草木や川沿いの刈草等が河川、湖沼や海域へ流れ出ないように管理しましょう。• 地域の清掃活動や海岸清掃のボランティアに参加しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">• 自己所有地に置いている設備や保管物が、風等で飛ばないように、日頃から気を付けましょう。• 地域の清掃活動や海岸清掃のボランティアに参加しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none">• ボランティア清掃による海岸漂着ごみや漂流ごみの回収及び作業を支援します。• 海岸管理者等と情報共有し、きれいな海岸が維持できるよう努めます。• 島根県地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を活用し、海岸漂着ごみ等の処理を行います。

第3章 ごみの適正処理推進プロジェクト（安定的なごみ処理体制）

1. 一般廃棄物の分別区分及び搬入量の見込

市が処理を行う一般廃棄物の分別区分及び搬入量の見込みを表3-1に示す。

◆ 表3-1

区分			主な品目	搬入量の見込み（t/年）		
				家庭	事業所	合計
1	もやせるごみ	家庭	調理くず、剪定枝、 廃プラ類、ガラス類 等	40,599	—	61,193
		事業所	調理くず、剪定枝等	—	20,594	
2	粗大ごみ		たんす、ベッド等指 定袋に入らないごみ	321	—	321
3	資源	金属資源	金属製品類（リチウ ム蓄電池、スプレー 缶含む）	934	—	934
4		古紙・古着	新聞紙、チラシ、段 ボール、紙パック、 シュレッダー古紙、 古着等	3,515	106	3,621
5		缶	飲食用の空き缶	496	0	496
6		びん	飲食用、調味料等の 空きびん	1,226	0	1,226
7		ペットボトル	飲食用、調味料等の ペットボトル	650	0	650
8		紙製容器包装	 マーク表示の める包装紙、容器等	358	—	358
9		プラスチック製容器包装	 マーク表示の める包装、容器等	1,387	—	1,387
10		蛍光管	蛍光管	10	—	10
11	もやせないごみ	事業所	従業員の飲食等に伴 う缶、びん、ペット ボトル、弁当容器等	—	2,033	2,033
合計（直接処理量）				49,496	22,733	72,228
12	ボランティア清掃に伴って発生する下排水溝汚泥等			182	—	182
13	動物の死骸（件数）			—	—	1,000件

2. 一般廃棄物の収集運搬体制

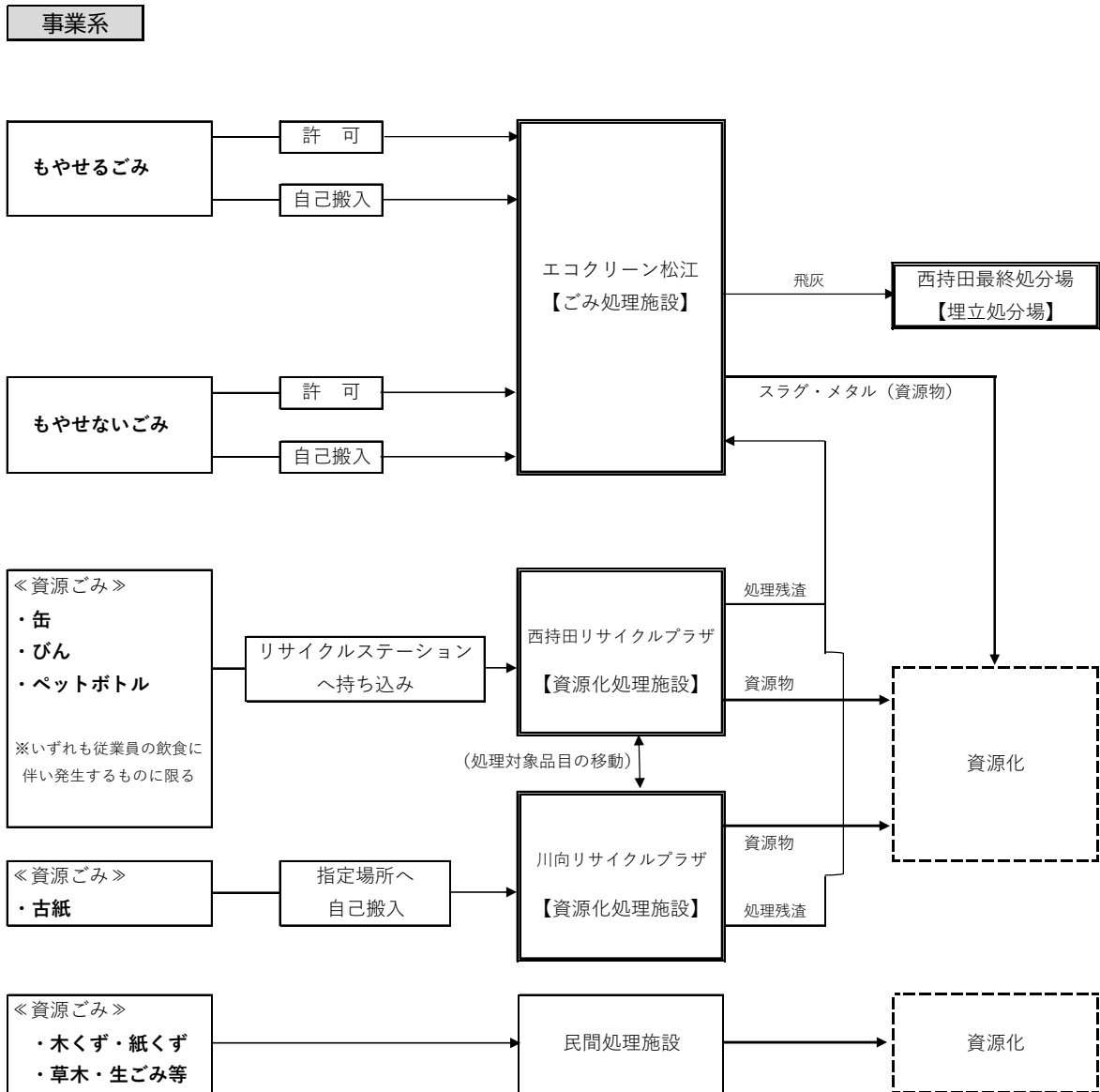
市が処理を行う一般廃棄物の収集運搬の主体と収集の頻度を表3-2に示す。

なお、市による収集運搬は委託業者により実施し、排出者等が自ら行わない一般廃棄物の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するものとする。

◆ 表3-2

区分		収集運搬主体	収集頻度	
1	もやせるごみ	家庭	市	週2回
		事業所	排出者	随時
2	粗大ごみ	家庭	市	年4回(最大)
		事業所	排出者	随時
3	金属資源	家庭	市	月1回
4	古紙・古着 ※事業所は古紙のみ	家庭	市	月2回
		事業所	排出者	随時
5	缶	家庭	市	随時
		事業所	市	随時
6	びん	家庭	市	随時
		事業所	市	随時
7	ペットボトル	家庭	市	随時
		事業所	市	随時
8	紙製容器包装	家庭	市	月2回
9	プラスチック製容器包装	家庭	市	週1回
10	蛍光管	家庭	市	随時
11	もやせないごみ (※事業所区分のみ)	事業所	排出者	随時
12	下排水溝汚泥等	家庭	市	必要の都度
13	動物の死骸	—	管理者等又は市	必要の都度

■ 図 3-2 事業所ごみの処理の流れ



4. 家庭ごみの処理

家庭ごみについては、市民一人ひとりが、廃棄物の発生抑制・排出抑制に取り組むとともに、やむを得ずごみとして排出するものについては資源の有効利用に向けて分別排出等を徹底することとする。

(1) 市が収集運搬を行うごみ

家庭ごみは、表 3-1 に示す分別区分により分別排出されたものを、「家庭ごみ収集日程表」で定める収集日に収集する。

また、収集にあたっては、すべてのごみについて表 3-3 に示す収集運搬委託業者が行う。

なお、ア及びイに示すごみ等については、集積所方式を原則とする。ただし、集積所を設置する土地がない場合や、高齢・障がい等により集積所へ持ち出すことができない場合など、個々の事情を勘案し、必要と認めるときは戸別収集を行う。

ア. もやせるごみ・金属資源・紙製容器包装資源・プラスチック製容器包装資源

- ・それぞれ市の家庭用指定ごみ袋に入れ、収集日の午前 8 時 30 分までに、指定されたごみ集積所等に排出する。
- ・リチウム蓄電池及びボタン電池等は、絶縁処理等を施したうえで金属資源として排出する。

イ. 古紙・古着

- ・古紙は、ひもで十文字に縛るか、ダンボールまたは袋に入れ外側に「古紙」と明記し、収集日の午前 8 時 30 分までに、指定されたごみ集積所等に排出する。
- ・古着は中身が確認できる袋に入れ、収集日の午前 8 時 30 分までに、決められたごみ集積所等に排出する。

ウ. 缶・びん・ペットボトル

- ・中をすすぎ、常設のリサイクルステーションに排出する。

エ. 粗大ごみ

- ・粗大ごみ受付センターに申し込み、粗大ごみ処理手数料券を必要枚数購入のうえ、粗大ごみに貼付し、申し込み時に指定した場所へ搬出する。
- ・申込内容に応じて、各世帯の申し込みは年 4 回（1 回につき 2 個）を限度に戸別収集する。

オ. 水銀使用廃製品（水銀体温計や血圧計等）

- ・エコクリーン松江及び各支所に持ち込む。

カ. 水銀使用廃製品（蛍光管）

- ・市が設置した回収ボックスに排出する。

キ. ボランティア清掃に伴うもの

- ・市民が行うボランティア清掃に伴って集積された、ごみ及び下排水溝汚泥等については、事前申請により、市が収集を行う。

ク. 動物の死骸

- ・市道等、市の管理する土地で発見された犬や猫等の動物の死骸は市が収集を行う。

◆ 表 3-3 収集運搬委託業者

区 分	業 者 名	車 両
もやせるごみ	松江環境整備事業協同組合	23 台
	松江八束清掃協同組合	8 台
金属資源	松江広域再生資源協同組合	2 台
粗大ごみ	松江八束清掃協同組合	3 台
古紙・古着	松江広域再生資源協同組合	8 台
缶	松江八束清掃協同組合	3 台
びん	松江八束清掃協同組合	6 台
ペットボトル	松江八束清掃協同組合	4 台
紙製容器包装	松江八束生活環境保全事業協同組合	4 台
プラスチック製容器包装	松江八束清掃協同組合	7 台
下排水溝汚泥等	(有) 新生清掃社	3 台
動物の死骸	(有) 島根浄化槽サービスセンター	1 台

(2) 市が収集運搬を行わないごみ

引越し等により一時的に多量に発生した家庭ごみについては、排出者自らが表 3-4 に示す市の指定搬入場所へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

また、古紙については、「家庭ごみ収集日程表」で定める収集日に行う市の収集運搬のほか、市内 10 箇所の拠点回収場所への搬入も受付ける。

◆表 3-4 搬入場所と受付時間

搬入場所	ごみ等の種類	受付日時
エコクリーン松江	もやせるごみ 金属資源 粗大ごみ	月曜日～金曜日(祝日及び年末年始は除く) 毎月第 2 日曜日(12 月は第 2・4 日曜日) (午前 9:00～午後 4:00) 自己搬入予約システムによる予約が必要
美保関不燃物処理場 宍道リサイクルセンター	粗大ごみ	・月曜日、金曜日(祝日及び年末年始を除く) (午前 9:00～11:30、午後 1:00～4:00) ・水曜日(祝日及び年末年始を除く) (午前 9:00～11:30)
エコクリーン松江 川向リサイクルプラザ 鹿島支所 島根支所 美保関支所 八束支所 八雲支所 玉湯支所 宍道支所 東出雲支所	古紙	月曜～金曜日(祝日及び年末年始は除く) (午前 9:00～午後 4:00、但し川向リサイクル プラザのみ午前 11:30～午後 1:00 まで受付休 止) エコクリーン松江は、受付で計量する前に所定の 場所に古紙を降ろす。

5. 家庭ごみの処理手数料等

(1) ごみ処理手数料

- ・ 市が収集運搬を行う、もやせるごみ、金属資源、紙製容器包装資源及びプラスチック製容器包装資源の処理手数料は、収入証紙（指定ごみ袋）により納付する。
- ・ 自己搬入によるごみの処理手数料は、車両1台につき、1計量ごとに納付する。

◆表 3-5 家庭ごみの処理手数料

種類 \ 大きさ	10 ㍓	20 ㍓	30 ㍓	45 ㍓
もやせるごみ	13 円	27 円	40 円	61 円
金属資源	—	14 円	16 円	19 円
紙製容器包装資源及びプラスチック製容器包装資源	—	14 円	16 円	19 円
粗大ごみ	・ 1 個につき			763 円
自己搬入	搬入 1 回あたり 50 kg 以下は 500 円、以後 10 kg 増すごとに 80 円を加算			

(2) 自己搬入によるごみの処理手数料の減免の対象

- ・ 町内会、自治会、ボランティア団体等が行う無償ボランティア清掃活動で集めた清掃ごみ。
- ・ 手数料を納付する資力がないと認められる者が排出したごみ。
- ・ 家庭ごみを収集するためのごみ集積所で、老朽化等の理由により更新され、不要となったもの。
- ・ 水害等の自然災害及び住宅火災（事業所を除く）によって発生したごみ。
- ・ その他、市長が必要と認めたもの。

(3) 収集及び処理にかかるごみの処理手数料の減免の対象

- ・ 町内会、自治会、ボランティア団体等が行う無償ボランティア清掃活動で集めた清掃ごみ。

6. 事業所ごみの処理方法

事業所ごみについては、廃棄物処理法第 3 条に基づき事業者自らの責任において適正に処理する必要があり、さらに再生利用等を行うことにより減量に努めるものとする。

(1) 収集運搬方法

事業所ごみの処理にあたって、市の処理施設で処理を行う場合は、表 3-1 に示す分別区分により分別し、事業者自ら市の指定搬入場所へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

(2) 排出方法

排出者の自己搬入を行う指定搬入場所は、それぞれ下記のとおりとする。

ア. もやせるごみ・もやせないごみ

- ・ 原則、ごみの種類ごとに市の事業所用指定ごみ袋に入れ、エコクリーン松江へ搬入する。受付は月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）の午前 9 時から午後 4 時までとする。

イ. 飲食用の缶・びん・ペットボトル（従業員の飲食に伴うものに限る）

- ・ 家庭から排出されるものと同様に、キャップ等を取り除き、中身をすすいでから常設のリサイクルステーションへ搬入する。

ウ. 古紙

- ・ 市内 10 箇所（川向リサイクルプラザ、エコクリーン松江及び各支所）の拠点回収場所へ搬入する。

7.事業所ごみの処理手数料

（1）ごみ処理手数料

- ・ 自己搬入によるごみの処理手数料は、車両 1 台につき、1 計量ごとに納付する。
- ・ 一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集運搬を行う事業所ごみの処理手数料は、当該許可業者が、市の発行する納入通知書により納付する。
- ・ ごみの計量は、ごみの種類ごとに行う。
- ・ リサイクルステーション及び回収拠点に搬入する資源ごみの手数料は無料とする。

◆表 3-6 事業所ごみの処理手数料

単位及び金額
搬入 1 回あたり 100 kg以下は 2,030 円、以後 10 kg増すごとに 200 円を加算

8.一般廃棄物の処分方法

ごみの区分ごとの処理施設及び処理方法を表 3-7 に示す。

◆表 3-7

区分		処理施設	処分方法
1	もやせるごみ	家庭	エコクリーン松江
		事業所	
2	金属資源 ※リチウム蓄電池、 スプレー缶含む	家庭	エコステーション松江
3	粗大ごみ	家庭	エコクリーン松江
		事業所	エコステーション松江
4	古紙・古着 ※事業所は 古紙のみ	家庭	川向リサイクルプラザ
		事業所	
5	資源 缶	家庭	西持田リサイクルプラザ
		事業所	
6	びん	家庭	西持田リサイクルプラザ

区分			処理施設	処分方法
7	びん	事業所	西持田リサイクルプラザ	リターナブルびんは、そのまま民間業者で、リサイクルを行う。 選別に伴い発生する可燃性残渣は、エコクリーン松江で溶融処理を行う。
8	ペットボトル	家庭	西持田リサイクルプラザ	選別を行い、圧縮成形して民間業者でリサイクルを行う。 選別に伴い発生する可燃性残渣は、エコクリーン松江で溶融処理を行う。
		事業所		
9	資源	紙製容器包装	川向リサイクルプラザ	選別を行い、圧縮梱包して民間業者でリサイクルを行う。選別に伴い発生する可燃性残渣は、エコクリーン松江で溶融処理を行う。
10		プラスチック製容器包装	川向リサイクルプラザ	選別を行い、圧縮梱包して民間業者でリサイクルを行う。選別に伴い発生する可燃性残渣は、エコクリーン松江で溶融処理を行う。
11		蛍光管	民間処理事業者	選別を行い、梱包して民間処理業者でリサイクルを行う。選別に伴い発生する可燃性残渣は、エコクリーン松江で溶融処理を行う。
12	もやせないごみ (※事業所区分のみ)	事業所	エコクリーン松江	溶融処理を行い、溶融に伴い発生するスラグ及びメタルは民間業者へ売却し、スラグは土木資材等として使用、メタルはリサイクルを行う。 飛灰は最終処分場に埋立を行う。
13	下排水溝汚泥等	家庭	西持田不燃物処理場	埋立処分を行う。
14	動物の死骸	—	エコクリーン松江	溶融処理を行う。

9.一般廃棄物処理業許可業者（収集運搬業）

（1）許可業者

市が一般廃棄物の収集運搬業を許可する者を表 3-8 に示す。

◆表 3-8

許可番号	業者名	住所
101	(株) コナクリーンシステム	松江市富士見町 1 番地 14
102	(株) フマイクリーンサービス	松江市八幡町 880 番地 8
103	(有) 上幹総業	松江市松尾町 692 番地
104	(有) 新生清掃社	松江市八幡町 877 番地 1
105	(有) 東部清掃	松江市玉湯町布志名 108 番地 3
106	アースサポート (株)	松江市八幡町 882 番地 2
107	松浦造園 (株)	松江市大庭町 728 番地 6
108	(有) 環建	鳥取県境港市中野町 1800 番地 1
109	三光 (株)	鳥取県境港市昭和町 5 番地 17
111	(有) 海老田金属	鳥取県米子市上福原 1329 番地 13
112	(有) クリーンサービス	松江市宍道町佐々布 1849 番地
113	ワルツ商事 (有)	出雲市白枝町 1185 番地 1
115	(有) まるとも産業	松江市東本町 1 丁目 7 番地
116	(株) エムエス環境開発	松江市美保関町森山 516 番地
118	日ノ丸西濃運輸 (株)	鳥取県鳥取市湖山町東 3 丁目 40 番地
119	(有) アビットクリーン	島根県安来市飯生町 802 番地 1
121	(有) トータルクリーン	島根県安来市西赤江町 643 番地
124	(株) 錦海化成	鳥取県境港市昭和町 7 番地 3
125	(有) 広島水産加工	広島県呉市阿賀南 6 丁目 2 番 10 号
126	松本清掃整備 (株)	松江市東出雲町揖屋 1070 番地
127	(有) あだかえ衛生社	松江市東朝日町 117 番地 1

（2）許可区分等

（許可区分、営業区域は許可業者によって異なる。）

- ・ 事業活動に伴う一般廃棄物の収集運搬
- ・ 一時多量ごみの収集運搬
- ・ 特定家庭用機器再商品化法に定める品目の収集運搬
- ・ 特定家庭用機器再商品化法に定める品目の積卸し
- ・ 木くず・竹・草・発酵材用おからの収集運搬
- ・ 事業活動に伴う動植物性残渣（魚腸骨）の収集運搬

（3）許可の更新期間

- ・ 2 年間

10.一般廃棄物処理業許可業者（処分業）

（1）許可業者

市が一般廃棄物の処分業を許可する者を表3-9に示す。

◆ 表3-9

許可 番号	業 者 名	住 所
302	松浦造園（株）	松江市大庭町728番地6
303	三光（株）	鳥取県境港市昭和町5番地17
304	アースサポート（株）	松江市八幡町882番地2

（2）許可区分

（許可区分、営業区域は許可業者によって異なる）

- ・ 木くず・竹・草・発酵材用おからの堆肥化
- ・ 木くず・紙くず・繊維くずのRPF燃料化

（3）許可の更新期間

- ・ 2年間

第4章 生活排水に係わる一般廃棄物の処理体制(し尿・浄化槽汚泥等)

1. 収集運搬主体及び排出量の見込み

一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥等)の収集運搬の主体、頻度及び排出量の見込みを表4-1に示す。

◆表4-1

区分	収集運搬主体	収集頻度	排出量見込み (kl/年)	
し尿	市	月1回	2,295	
浄化槽汚泥等	松江市全域	浄化槽設置者	必要の都度	6,018
	集落排水事業から発生する脱水汚泥を除く物 (東出雲町意東地区を除く松江市の区域)	上下水道局	必要の都度	3,804
	集落排水事業・コミュニティプラントから発生する脱水汚泥(東出雲町意東地区を除く松江市の区域)	上下水道局	必要の都度	133
	集落排水事業から発生する物(東出雲町意東地区の区域)	上下水道局	必要の都度	306
	小計			10,261
合計			12,556	

2. 一般廃棄物の収集運搬方法

(1) 収集運搬方法

- ・ し尿は、月 1 回、市が収集運搬する。
- ・ 集落排水事業等から発生する汚泥等は、上下水道局が収集運搬する。
- ・ 市及び上下水道局が実施する収集運搬は、業務委託により実施する。
- ・ 浄化槽汚泥、ビルピット汚泥等は、浄化槽設置者が許可業者へ委託し収集運搬する。

(2) 収集運搬体制

一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥等）の収集運搬体制を表 4-2 に示す。

◆表 4-2

区分		委託業者名	車両
	し尿	松江八束清掃協同組合	11 台
浄化槽汚泥等	松江市全域	一般廃棄物処理業許可業者 (収集運搬業)	86 台
	集落排水事業から発生する脱水汚泥を除く物 (東出雲町意東地区を除く松江市の区域)	松江八束生活環境保全事業 協同組合	63 台
	集落排水事業・コミュニティプラントから発生する脱水汚泥(東出雲町意東地区を除く松江市の区域)	松江八束生活環境保全事業 協同組合	5 台

3.し尿及び浄化槽汚泥等の処理手数料

(1) 処理手数料

- ・ 市が収集運搬を行うし尿処理手数料は、市長の発行するし尿処理券により納付する。
- ・ 一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集運搬を行う浄化槽汚泥等の処理手数料は、当該許可業者が、市の発行する納入通知書により納付する。

◆表 4 - 3 し尿及び浄化槽汚泥等処理手数料

種別	取扱区分	単位及び金額
し尿（継続処理）	収集運搬・処分	18ℓごとに 213 円
し尿（臨時処理）	収集運搬・処分	仮設トイレ 1 基につき 1,069 円に 18ℓごとに 213 円を加えた額
浄化槽汚泥等	処分	18ℓごとに 75 円

4.一般廃棄物の処分方法

一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等）の処分体制を表 4-4 に示す。

◆表 4-4

区分		処理施設	処分方法
し尿		川向クリーンセンター	し尿・浄化槽汚泥を脱水分離処理して汚泥燃料を製造しエコクリーン松江の助燃剤として有効利用する。脱水分離時に発生する分離液は希釈して下水道へ放流する。
	単独浄化槽及び合併浄化槽		
	集落排水事業から発生する脱水汚泥を除く物（東出雲町意東地区を除く市の区域）		
浄化槽汚泥等	集落排水事業・コミュニティプラントから発生する脱水汚泥（東出雲町意東地区を除く市の区域）	三光 株式会社	汚泥を乾燥・炭化し、製鋼保温材・バイオマス燃料としてリサイクルを行う。
	集落排水事業から発生する物（東出雲町意東地区の区域）	意東地区農業集落排水処理施設	汚泥を乾燥・発酵させ、堆肥を製造しリサイクルを行う。

5.一般廃棄物処理業許可業者（収集運搬業）

（1）許可業者

市が一般廃棄物（浄化槽汚泥等）の収集運搬業を許可する者を表 4-5 に示す。

◆表 4-5

許可番号	業者名	本社等住所
201	(有) マツジョウ	松江市上乃木二丁目 14 番 12 号
202	まつばら環境(株)	松江市寺町 99 番地 1
203	(有) 丸善浄化槽管理事務所	松江市東朝日町 274 番地
204	(有) 島根浄化槽サービスセンター	松江市新町 38 番地 3
205	(有) オリオン環境管理センター	松江市八幡町 880 番地 55
206	(有) 松江環境衛生工業	松江市八幡町 877 番地 1
207	(株) 環境テクニカ	松江市東津田町 1371 番地 48
208	(有) 平和衛生社	雲南市三刀屋町下熊谷 1404 番地
209	(有) 雲南浄化槽センター	出雲市荒茅町 534 番地
210	(有) フジハラメンテナンス	雲南市加茂町南加茂 888 番地 6
212	松本衛生(株)	松江市八束町二子 377 番地 2

（2）許可区分

（許可区分、営業区域は許可業者によって異なる）

- ・ 浄化槽汚泥の収集運搬
- ・ ビルピット汚泥の収集運搬

（3）許可の更新期間

- ・ 2 年間

6.浄化槽清掃業許可業者

(1) 許可業者

市が浄化槽清掃業を許可する者を表 4-6 に示す。

◆表 4-6

許可番号	業者名	本社等住所
1	(有) マツジョウ	松江市上乃木二丁目 14 番 12 号
2	まつばら環境(株)	松江市寺町 99 番地 1
3	(有) 丸善浄化槽管理事務所	松江市東朝日町 274 番地
4	(有) 島根浄化槽サービスセンター	松江市新町 38 番地 3
5	(有) オリオン環境管理センター	松江市八幡町 880 番地 55
6	(有) 松江環境衛生工業	松江市八幡町 877 番地 1
7	(株) 環境テクニカ	松江市東津田町 1371 番地 48
8	(有) 平和衛生社	雲南市三刀屋町下熊谷 1404 番地
9	(有) 雲南浄化槽センター	出雲市荒茅町 534 番地
10	(有) フジハラメンテナンス	雲南市加茂町南加茂 888 番地 6
12	松本衛生(株)	松江市八束町二子 377 番地 2

(2) 許可区分

(営業区域は許可業者によって異なる)

- ・ 単独浄化槽及び合併浄化槽の清掃

(3) 許可の更新期間

- ・ 3 年間

(旧廃棄物処理法第 9 条「し尿浄化槽清掃業」の許可を受けた者は除く。)

第5章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可方針

1.一般廃棄物処理業（ごみ）の許可方針

（1）一般廃棄物処理業（収集運搬業）

- ・一般廃棄物の収集運搬業の許可は、市で処理が困難なものについて、ごみの排出状況と既存の許可業者の収集・運搬能力を考慮して行うものとする。
既存の一般廃棄物収集運搬業者の処理能力は、発生量に対して十分対応できる状況であり、且つ将来のごみ排出量は、発生・排出削減目標を定め目標達成に向け削減する見込みとしている。
よって、現行の処理体制で十分に対応できる適正処理が確保されている状況であるため、新規の許可は行わない。
また、既存の許可を有する業者の事業範囲の変更は、同様の状況であることから行わない。
- ・平成23年8月1日に行った、東出雲町との合併に伴う許可業者の営業区域については、現行の営業区域の範囲で困難性は発生していないことから、当面は営業区域の変更に係る許可は行わない。

（2）一般廃棄物処理業（処分業）

一般廃棄物の収集運搬業の許可と同様に、現行の体制で適正処理が確保されていることから新規の許可は行わない。また、既存の許可を有する業者の事業範囲の変更は、同様の状況であることから原則として行わないが、今後の脱炭素社会の実現にむけ、市が施策として必要と判断した場合は、施策に応じた事業範囲について変更許可を認める場合がある。

2.一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥等）の許可方針

（1）一般廃棄物処理業（収集運搬業）

- ・し尿・浄化槽汚泥等の収集運搬は、委託業者及び許可業者で適正な収集運搬体制が確保できることから、原則として新規の許可は行わない。また、既存の許可を有する業者の事業範囲の変更は、同様の状況であることから行わない。
- ・平成23年8月1日に行った、東出雲町との合併に伴う許可業者の営業区域については、現行の営業区域の範囲で困難性は発生していないことから、当面は営業区域の変更に係る許可は行わない。

（2）一般廃棄物処理業（処分業）

- ・し尿、浄化槽汚泥の処分は、本市が設置する処理施設で行うことから、新規の許可は行わない。

第6章 一般廃棄物処理施設

1. 施設概要（稼働中の施設）

施設名称	エコクリーン松江
所在地	松江市鹿島町上講武 1699-1
稼働年月	平成 23 年 4 月
処理対象物	もやせるごみ・可燃性粗大ごみ・もやせないごみ ごみ処理施設
処理形式	シャフト式ガス化溶融炉
施設能力	255 t / 24 h (85 t / 24 h × 3 炉)

施設名称	エコステーション松江
所在地	松江市西持田町 627-2
稼働年月	平成 14 年 4 月
処理対象物	金属資源・金属製粗大ごみ 金属ごみ処理施設
処理形式	破碎・選別・圧縮
施設能力	59 t / 5 h

施設名称	西持田不燃物処理場
所在地	松江市西持田町 641
稼働年月	昭和 63 年 6 月
処理対象物	不燃ごみ（溶融処理困難物） 最終処分場
埋立容量	545,000 m ³
残余容量	72,502 m ³ （ R7 年度末時点） ※計算値

施設名称	西持田リサイクルプラザ
所在地	松江市西持田町 621
稼働年月	平成 10 年 10 月
処理対象物	缶・びん・ペットボトル 選別圧縮施設
処理形式	破碎・選別・圧縮・保管
処理能力	16 t / 5 h

施設名称	川向リサイクルプラザ
所在地	松江市竹矢町 1439-5
稼動年月	平成 14 年 10 月
処理対象物	古紙類・古着・紙製容器包装・プラスチック製容器包装
選別圧縮梱包施設	
処理形式	選別・圧縮・保管
処理能力	64 t / 5h

施設名称	西持田最終処分場
所在地	松江市西持田町 621
稼動年月	平成 2 年 4 月
処理対象物	処理残渣（飛灰）・汚泥
最終処分場	
埋立容量	156,641 m ³
残余容量	10,896 m ³ （ R7 年度末時点） ※実測値に基づく

施設名称	川向クリーンセンター
所在地	松江市竹矢町 1439-4
稼動年月	平成 11 年 4 月
処理対象物	し尿・浄化槽汚泥等
し尿・浄化槽汚泥処理施設	
処理形式	脱水分離・希釈
処理能力	51kl / 24h

施設名称	朝日ヶ丘団地地域し尿処理施設
所在地	松江市古曾志町（朝日ヶ丘団地）
稼動年月	昭和 63 年 9 月
処理対象物	し尿・雑排水
し尿処理施設	
処理形式	長時間ばっ気方式＋高度処理
処理能力	680kl / 24h

施設名称	意東地区農業集落排水処理施設
所在地	松江市東出雲町下意東 1496 番地 1
稼動年月	平成 21 年 4 月
処理対象物	浄化槽汚泥
浄化槽汚泥処理施設	
処理形式	高温好気発酵分解
処理能力	1.53kl/24h

施設名称	移動脱水処理施設（車両）
所在地	市内一円
稼動年月	平成 28 年 4 月
処理対象物	浄化槽汚泥
浄化槽汚泥処理施設	
処理形式	多重板スクリー
処理能力	96~144 kg・Ds/h

第7章 子育て支援事業

1. 事業概要

紙おむつ等を日常的に使用する乳幼児を養育している家庭の子育て支援及び経済的負担の軽減を図るため、対象者に一定枚数の松江市家庭用指定ごみ袋を交付する。

第8章 災害廃棄物対策

1. 基本対策

平成30年9月に「松江市災害廃棄物処理計画」を策定した後、全国各地で地震だけでなく台風や豪雨災害等も頻発している中で、国が定める災害廃棄物対策指針（技術資料）が改訂され、また令和7年3月に島根県においても災害廃棄物処理計画の見直しを行っている。

これらの状況を踏まえ、今後の有事における災害廃棄物の適正な処理体制を確保するため令和8年3月に「松江市災害廃棄物処理計画」を改訂した。

本計画は、「災害廃棄物対策指針」に基づき、島根県が策定する災害廃棄物処理計画との整合を図りながら、本市における災害廃棄物処理の基本的な考え方と具体的な対応方策を示すものであり、災害廃棄物処理に係る基本計画として位置付けられる。今後関連する各種計画の改訂や、対象とする大規模災害の被害想定の見直し等、前提条件に変更があった場合、または新たな災害による知見が得られた場合には、随時改訂を行う。

さらに、今後島根県等が主催する、災害廃棄物処理に関する研修や訓練に積極的に参加し、近隣自治体関係者との協力関係を構築するとともに、職員のスキルアップを図り、本計画のより実効性の高い体制の構築を図る。

第9章 感染症等蔓延時の対策

1. 基本対策

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したところであるが、今後も新たな感染症等の発生の可能性を視野に入れ、業務継続計画の状況に応じた見直しを行っていく。

第10章 脱炭素先行地域としての取組み

本市は令和5年4月に環境省の選定する脱炭素先行地域に採択され、2030年のカーボンニュートラルを目標としながら、「国際文化観光都市・松江」の恵まれた自然環境を活かした「カーボンニュートラル観光」や「ブルーカーボンの創出」、「省エネルギー・再生可能エネルギーの導入」等に関する取組みを積極的に進めていくこととしている。廃棄物分野においては、再生可能エネルギーの普及に資する太陽光パネルや建設廃材のリサイクル・リユース等、資源循環型社会の推進を図る。

第11章 今後の検討事項

1. プラスチック資源循環促進法への対応

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」が令和4年4月に施行され、市区町村は、プラスチック使用製品が廃棄物となったものについて、分別基準を定め、適正な分別排出を促進するために必要な措置を講ずるよう努めることが規定された。

本市においても、プラスチック使用製品廃棄物の分別・収集体制、既存の中間処理施設の活用方法について、先進自治体の事例を参考としながら、実施に向けた具体的な検討を進める。

2. 事業系もやせないごみのあり方

現在、事業系もやせないごみ（従業員の飲食に伴う缶・びん・ペットボトル・弁当がらに限る。）は、事業系もやせるごみと同様に、エコクリーン松江で溶融処理している。一方で事業系もやせないごみとして排出される廃棄物のうち約半分を産業廃棄物が占めており、不適正な排出が続いている状況にある。今後も適正に処理されるよう指導啓発を進めるとともに、分別状況を踏まえつつ、事業系ごみの区分そのものについて検討おこなっていく。

3. 中間処理施設の整備計画

エコクリーン松江については、施設の延命化及び施設稼働による二酸化炭素排出削減率3%以上の達成を図るため、現状の施設状態を見極め策定した「エコクリーン松江長寿命化総合計画」に基づき、令和8年度から基幹的設備改良工事を実施する。

エコステーション松江及び西持田リサイクルプラザについては、老朽化及び集約化に伴う施設整備方針が定まったことから、具体的な検討を進めるため、令和8年度から基本計画の作成に着手する。

4. 最終処分場のあり方

西持田最終処分場及び西持田不燃物処理場の残余容量は、平成23年度にエコクリーン松江が供用開始し、処理方式が溶融処理へ移行したことにより、各最終処分場の埋立量を大幅に削減できている。

西持田最終処分場は、10,896 m³の残余容量（令和7年度末の実測値に基づく値）を有し、西持田不燃物処理場は72,502 m³の残余容量（令和7年度末の計算値）を有している。

今後ごみの減量化と再資源化を更に推し進め、最終処分量の縮減を図っていく。

前述のとおり埋立容量が令和12年度には満杯となるみこみであることから、不燃ごみを埋立てている西持田不燃物処理場へ西持田最終処分場の飛灰を埋立てる機能を移転する改良工事を実施する。令和8年度からは西持田不燃物処理場の改良工事に必要な実施設計業務や生活環境影響調査業務を実施していく。

また、東出雲町姫津埋立処分場については、引き続き埋立終了に向け、良質な公共残土による埋立てを令和10年度末までに行う。

5. 使用済み小型家電機器等の再資源化

現在、小型電子機器は金属資源として収集し、処理を行っている。しかし、「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に定める対象品目の選定、収集方法、再資源化手法については、再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者への近隣自治体の引き渡し状況等を注視しつつ、全国的なリサイクル技術の動向や経済状況等を勘案し、検討を進める。

6. 家庭ごみの戸別収集の要件

本市のごみ収集は「集積所収集方式」を基本としている。しかし、集積所を設置する土地がない場合や、高齢・障がい等により集積所までのごみの持ち運びことが困難な場合など、必要と認められるときは戸別収集を行う。

一方、自治会の退会や未加入を理由とする戸別収集の相談については、自治会や利用者が定める利用上のルールに従い、既設の集積所を利用してもらうことを原則とする。

このため、自治会に対して、自治会への加入状況にかかわらず集積所が利用できる環境づくりに努めていただくよう、協力を求めている。